



大野町

美しいまちづくり条例

— 平成18年1月1日から施行 —

目的

この条例は、ポイ捨てによる空き缶等の散乱、ふん害及び雑草の繁茂の防止について必要な条項を定めることにより、良好な生活環境を確保し、快適な美しいまちづくりを推進することを目的とする。

第3条 住民の責務

第4条 事業者の責務

第5条 土地所有者等の責務

第6条 飼い主の責務

第8条 ポイ捨ての禁止等

第9条 飼い主の遵守事項

第10条 空き地等の適正な管理

違反すると

指導
及び
助言

正当な理由なく
命令に従わないとき

罰則 3万円以下の過料
(第8条・第9条)

罰則 5万円以下の過料
(第10条)

第8条 ポイ捨てはやめよう

住民等は、公共の場所において、ポイ捨てをしてはならない。

第10条

空き地等の所有者は、当該空き地等が不良状態にならないよう、常に適正な維持管理に努めなければならない。

第9条 ペットのふんは持ち帰ろう

飼い主は、飼い犬等のふんを処理するための用具を携帯するなどし、飼い犬等が公共の場所でふんをしたときは、直ちに回収しなければならない。

3 野外でのごみは持ち帰ろう

公共の場所において印刷物等を配布した者又は催しを行った者は、その行った場所に散乱している空き缶等を回収しなければならない。

2 自動販売機には回収容器を置こう

自動販売機により、飲料を販売する者は、規則で定めるところによりその販売する場所に回収容器を設け、これを適正に管理しなければならない。

きれいなまちにしよう!

